

令和6年度 事業計画書

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

事業実施基本方針

産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって県内産業の健全な発展と県民の健康で快適な生活環境の保全を図るため、その基盤である安全・安心に配慮した処分場を設置及び運営することを目的として、平成26年度第3回理事会（平成27年3月9日）で決定した「産業廃棄物管理型最終処分場の整備方針」に基づき、次のとおり事業を行う。

（1）施設整備に向けた取組

①廃棄物処理法に基づく施設設置手続

産業廃棄物管理型最終処分場（設置）に係る事業計画を具体化するために、必要な現地調査・測量及び詳細設計等を実施し、令和6年1月に県条例（鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例）に基づき、県に事業計画変更届出書を提出したところである。

この条例の手続きにかかる県の判断を踏まえた上で、県へ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく施設の設置許可申請を行うとともに、設置許可後に必要な準備を行う。

②住民の安全・安心の確保

産業廃棄物管理型最終処分場の安全・安心な施設の設置について、住民の理解がより一層深まるよう、引き続き、丁寧な対応に努める。

また、処分場業務に伴う周辺的生活環境の保全について、関係自治会と環境保全協定を締結し、安全・安心な施設運営についての透明性を高めていく。

③処分場の安全性の検証

周辺的生活環境への影響把握や安全性の確認に資するため、処分場の建設工事前から、計画地周辺の河川等の水質モニタリング等を実施する。

④周辺整備計画の策定

処分場を建設する地域の生活環境の保全や地域振興に資するため、県・市の助言や支援等を受けながら、地元関係自治会の要望を十分反映した周辺整備計画を策定する。

（2）普及啓発等の推進

産業廃棄物管理型最終処分場の必要性や安全性について、引き続き、広く県民等の理解を深めるための普及啓発活動（説明、広報印刷物、ホームページ等）に努めるとともに、処分場稼働時の搬入量の確保により長期的な安定経営を図ることとし、県内の排出事業者に対してセンター処分場の積極的な利用について働きかけを行う。